

試料名	地下水	天候	曇
採取日	2025年9月4日 14時40分	気温	25.5℃
施設名	羽幌産業廃棄物埋立処理場	水温	18.1℃
採取場所	モニタリング井戸（上流）		

分析項目	計量結果		単位	計量方法
アルキル水銀	ND (<0.0005)		mg/l	昭和46年 環環境庁告示59号 付表3
総水銀	0.0005	未満	mg/l	昭和46年 環環境庁告示59号 付表2
カドミウム	0.0003	未満	mg/l	JIS K 0102-3 14.5
鉛	0.01	未満	mg/l	JIS K 0102-3 13.5
六価クロム	0.005	未満	mg/l	JIS K 0102-3 24.3.6
砒素	0.002	未満	mg/l	JIS K 0102-3 20.5
全シアン	ND (<0.1)		mg/l	昭和46年 環環境庁告示59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND (<0.0005)		mg/l	昭和46年 環環境庁告示59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006	未満	mg/l	昭和46年 環環境庁告示59号 付表5
シマジン	0.0003	未満	mg/l	昭和46年 環環境庁告示59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002	未満	mg/l	昭和46年 環環境庁告示59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001	未満	mg/l	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001	未満	mg/l	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005	未満	mg/l	昭和46年 環環境庁告示59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002	未満	mg/l	平成9年 環環境庁告示10号 付表

備考

※NDは不検出を示し、（ ）内の数値は定量下限値を示す。

※計量の結果欄の「未満」と記載されている数値は定量下限値を示す。